④　根掘を伴う土木構造物新設工事
なお、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。
ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工実績とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

⑷　当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における令和元年度及び令和２年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。
なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員は平成18年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の施工経験を有する者を配置すること。

㋐　３者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合
構成員のうち代表者は、次の①の施工経験を有する者を配置すること。
出資比率が第２位の構成員は、次の①又は②のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。
出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

㋑　４者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合
構成員のうち代表者は、次の①の施工経験を有する者を配置すること。
出資比率が第２位の構成員は、次の①又は②のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。
出資比率が第３位の構成員は、次の①から④のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。
出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。
①　鉄道ラーメン高架橋新設工事
②　橋りょう新設工事又は高架橋新設工事
③　深礎工による橋りょう基礎工事又は高架橋基礎工事
④　根掘を伴う土木構造物新設工事
当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。
また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。
ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工経験とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。
専任補助者について、代表者が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

ウ　代表者が専任補助者を配置する場合は、上記イ①の施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。
配置予定技術者の経験
要件①鉄道ラーメン高架橋新設工事
代要件②橋りょう新設工事又は高架橋新設工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　「工事全般の具体的な施工計画及び工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。
「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。
また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準
本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。
・　工程確保や安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。
・　鉄道構造物に関するRC構造物の施工管理及び品質管理に係る技術提案及び具体的な施工計画
・　鉄道構造物に関する直接基礎又は深礎工の施工管理及び品質管理に係る技術提案及び具体的な施工計画

エ　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況又は「労務費見積り尊重宣言」の取組状況について評価する。

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合、標準点100点を与える。
なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみ与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。
加算点は、⑴イからエまでに示す評価項目について、合計で最大30点を与える。
なお、⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。